

条例等検証事項（市民参加）

【市民参加の定義】（条例第2条第1項第2号）

行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること

【市民参加の権利】（条例第4条）※令和4年3月改正

- 1 市民は、それぞれの立場において、行政活動に参加する権利を有する。
- 2 18歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとし、市は、青少年及び子どもが市民参加できるように配慮するものとする。
 - ・青少年、子どもへの配慮について別途規定（年齢関係のみ）
 - ※第6条第1項（市民参加の方法）において、「年齢、性別、障がいの有無及び職業の状況により参加の機会を失することがないように適切な方法を選択」と規定している。

【市民参加手続き】

市民参加の対象

（第5条第1項）

- （1）市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
 - （2）市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - （3）広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - （4）市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更
- ※緊急その他やむを得ない理由がある時等は手続きを行わないことができる。

★参考（他自治体の状況）

対象施策については、概ね同様となっており、対象としないものについては、本条例で規定しているものの他、軽微な変更や法令の規定により施策の基準が定められていて、基準どおりに行うもの等を具体的に規定しているものがある。

市民参加の手続きの方法の提案（第6条第2項、第3項）

- ・上記第5条第1項に掲げる行政活動に関する手続きの方法について、市民は市に提案することができ、提案されたものについては、審議会に諮問し、答申を受けた後、その提案が必要と判断した場合は、速やかに市民参加の手続きを行う。
- 提案要件等：提案者、賛同者が市在住、在勤、在学で18歳以上の30人以上の署名が必要

市民参加手続きに関する事項の公表の方法等

(第8条) 以下より適切に組み合わせて実施

- (1) 担当窓口での供覧又は配布
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市の公式ホームページへの掲載
- (4) その他、効果的に周知できる方法

市民参加の方法

(条例で規定しているもの)

現状としては、1を設置のうえ、2と4の①をセットで実施する形となっており、4の②～⑤については、プラスして実施する場合が多い。

1. 審議会等

学識経験者等専門的な意見も含め、さまざまな立場からの意見を包括的に検討、調整、審議、審査等行う必要がある場合に設置しており、市民委員としての参加等が該当する。

- ・委員については、年齢構成、男女比率、任期、兼務状況に配慮し、市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考する。

→ (男女比率、任期、兼務状況等) ※附属機関等の設置及び運営に関する規則で規定

- ・女性委員の割合が10分の4以上になるよう努めること
- ・任期は原則2年、通算5期を超えて再任しないこと
- ・兼務は3つまでとすること
- ・委員定数の3分の1以上になるよう努めること

→ (市民委員の固定化の解消、幅広い市民参加)

- ・無作為抽出による公募市民委員の選任(平成26年度～)
- ・会議については原則公開とする。
- ・会議録については作成、公表(※原則4週間以内)するものとする。

2. パブリックコメント

審議会等の実施等を経てもなお、更に幅広く市民からの意見を聴き、検討に活かす必要がある場合に実施するもので、主に素案がまとまった段階で実施している。

(公表事項: 第14条)

- (1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

(意見の提出方法：第 15 条)

- | |
|--|
| (1) 実施機関が指定する場所への書面による提出
(2) 郵便による送付
(3) ファクシミリによる送信
(4) 電子メールによる送信
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法 |
|--|

※上記のほか、市ホームページ専用フォームを設定することも多い。

- ・提出期間については 30 日以上を設定し、やむを得ない理由がある場合は、理由を公表のうえ、3 週間とすることができる。

3. 公聴会

市の将来に関わる重要事項を決定する際に、反対意見又は賛成意見が存在すると認められる場合等に実施する。

4. その他の市民参加手続き

広く市民の意見等を聴くために開催する方法として以下を例示している。

①説明会

- ・施策の策定等において、パブリックコメントの実施に合わせて基本的に実施している。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響以後、動画配信を導入している場合もある。

②ワークショップ

- ・まちづくり、環境分野で採用されることが多い。

③フォーラム

④シンポジウム

⑤その他（意見交換会、懇談会等）

★アンケート

市民参加の対象にある「(1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更」の場合に、無作為抽出により実施していることが多い。

※本条例における「市民参加」が市民の側からの自主的な参加の促進を意図しており、アンケートへの回答という受動的な参加を対象とすることは馴染まないという点、また、既に状況に応じて実施されており、条例に規定することで多様な方法を制約し兼ねないという点から、制定時は検討の結果加えていない。

【その他留意事項等】

- ・専門性・地域性を有する施策への市民参加の配慮（専門性を有する市民、対象となる地域の市民等の参加）

☆今までに審議会が出された意見等

- ・市民参加に関する情報提供（分かりやすい情報発信 等）

市民モニター（平成28年～）

目的	市政に対する市民の意見、要望等の聴取、情報発信による市政への関心の向上、市民参加の推進
定員	100名
任期	2年（再任可能、最大10年まで）
職務内容	市政に関するアンケート調査への回答、市政に関する情報（市民委員募集、パブリックコメント、説明会等）の受信 等

- ・時間等物理的に制約がある方への参加機会の門戸拡大
- ・LINEの活用、双方向でのやり取りが可能なツールの検討
- ・市の活動を身近に感じてもらう機会・自分ごとにしてできるきっかけを作る。（行政活動への関心を高める）
- ・行政・地域課題を共有する機会を作る。



【市の責務】（第3条）

- 1 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しなければならない。
- 2 市は、市民参加及び市民の担い手となる団体が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。

【市民参加の方法】（第6条第1項） ※P1参照